



発行 新潟県

第 11 号

令和6年2月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 112 新潟県議会 2 月定例会の招集（政策企画課）
- 113 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 114 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 115 保安林の指定予定（治山課）
- 116 保安林の指定（治山課）
- 117 管理規程の認可（農地計画課）
- 118 道路の区域変更（道路管理課）
- 119 道路の区域変更（道路管理課）
- 120 道路の供用開始（道路管理課）
- 121 道路の区域変更（道路管理課）
- 122 道路の供用開始（道路管理課）
- 123 道路の区域変更（道路管理課）
- 124 道路の供用開始（道路管理課）
- 125 道路の区域変更（道路管理課）
- 126 道路の供用開始（道路管理課）
- 127 道路の区域変更（道路管理課）
- 128 道路の供用開始（道路管理課）
- 129 道路の区域変更（道路管理課）
- 130 道路の供用開始（道路管理課）
- 131 道路の区域変更（道路管理課）
- 132 兼用工作物の管理方法に係る協議成立（道路管理課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 公募型プロポーザル提案者の募集（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 10 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 11 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 12 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 13 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

監査委員公表

監査結果報告公表（監査委員事務局）

正 誤

令和6年1月26日付け新潟県告示第77号中（農地計画課）



地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、新潟県議会2月定例会を令和6年2月19日午後1時新潟県議会議場に招集する。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第113号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大島通り歯科	長岡市大島本町5丁目118-18	令和5年12月1日
新潟県厚生農業協同組合連合会 メンタルケア中条	十日町市中条己2935番地19	令和5年12月1日
いからし歯科医院	燕市東太田2971番地1	令和5年12月1日

◎新潟県告示第114号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新潟県厚生農業協同組合連合会 メンタルケア中条	十日町市中条己2941	令和5年11月30日
大島通り歯科	長岡市大島本町5丁目118-18	令和5年11月30日
五十嵐歯科医院	燕市廿六木三区	令和5年11月30日
菅家歯科医院	五泉市村松乙282-1	令和5年11月10日
井上歯科医院	北蒲原郡聖籠町大字桃山725-3	令和5年11月11日

◎新潟県告示第115号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県南魚沼郡湯沢町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び湯沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第116号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

##### 1 保安林の所在場所

新潟県上越市安塚区和田字小越1760から1763まで、1764の1、1764の2、1766から1768まで、1768の子、1769から1772まで、1773の1、1773の2、1774から1776まで、1777の1、1777の子、1778から1791まで、1793から1795まで、1798、1798の子、1799から1806まで、1806の子、1807、1808、1810、1811、1821、1878、1881、1882、1884、1884の子、1884の丑、1885、1886、1886の子、1886の丑、1887から1892まで、1892の1、1893、1894、1894の子、1909、字鳴子2937から2939まで、2939の子、2940から2942まで、2943の2、2944から2952まで、2952の1、2952の2、2953の1、2953の2、2954

##### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり灰爪堰管理規程、滝谷頭首工管理規程、十日市頭首工管理規程、大塚頭首工管理規程、新田堰管理規程及び大川堰管理規程の変更を認可した。

令和6年2月9日

新潟県柏崎地域振興局長

##### 1 管理規程を変更した者の所在及び名称

柏崎市三和町8番19号

柏崎土地改良区

##### 2 認可年月日

令和6年2月1日

##### 3 認可した管理規程の概要

###### (1) 灰爪堰管理規程

第1章 総則

第2章 堰及び取水ゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項

第5章 雑則

###### (2) 滝谷頭首工管理規程

第1章 総則

- 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
- 第3章 点検及び整備に関する事項
- 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
- 第5章 雑則
- (3) 十日市頭首工管理規程
  - 第1章 総則
  - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
  - 第3章 点検及び整備に関する事項
  - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
  - 第5章 雑則
- (4) 大塚頭首工管理規程
  - 第1章 総則
  - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
  - 第3章 点検及び整備に関する事項
  - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
  - 第5章 雑則
- (5) 新田堰管理規程
  - 第1章 総則
  - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
  - 第3章 点検及び整備に関する事項
  - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
  - 第5章 雑則
- (6) 大川堰管理規程
  - 第1章 総則
  - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
  - 第3章 点検及び整備に関する事項
  - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
  - 第5章 雑則

◎新潟県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和6年2月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市中条甲827番1から	新	11.4～19.6メートル	71.5メートル
同市中条甲872番6まで	旧	9.7～16.0メートル	71.5メートル

◎新潟県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松代松之山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市松代字源太4339番2から	新	7.2～29.6メートル	56.2メートル
同市松代字源太4338番5まで	旧	7.2～23.2メートル	56.2メートル

## ◎新潟県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 松代松之山線
- 2 供用開始の区間  
十日町市松代字源太4339番2から同市松代字源太4338番5まで
- 3 供用開始の期日 令和6年2月9日

## ◎新潟県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柿崎小国線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市大字久米字須山599番1から	新	7.0～17.0メートル	189.7メートル
同市大字久米字三ツ子沢2587番1まで	旧	7.0～14.0メートル	189.7メートル

## ◎新潟県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 柿崎小国線
- 2 供用開始の区間  
柏崎市大字久米字須山599番1から同市大字久米字三ツ子沢2587番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年2月9日

◎新潟県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 椎谷礼拝停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市西山町鎌田字長表801番1から	新	12.2～23.0メートル	49.8メートル
同市西山町鎌田字長表1140番4まで	旧	11.6～23.0メートル	49.8メートル

◎新潟県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 上越安塚柏崎線
- 2 供用開始の区間  
上越市浦川原区横住字中島1848番7から同市浦川原区横住字平田405番3まで
- 3 供用開始の期日 令和6年2月9日

◎新潟県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新井柿崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市吉川区下八幡字鮫面36番1から	新	6.8～28.0メートル	872.1メートル
同市大潟区内雁子字竹東55番1まで	旧	6.6～28.0メートル	872.1メートル

◎新潟県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 新井柿崎線
- 2 供用開始の区間  
上越市吉川区下八幡字鮫面36番1から同市大潟区内雁子字竹東55番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年2月9日

## ◎新潟県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越脇野田新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字土橋字大坪1915番5から	新	18.0～22.5メートル	113.4メートル
同市大字土橋字栗林1598番3まで	旧	18.0～20.8メートル	113.4メートル

## ◎新潟県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 上越脇野田新井線
- 2 供用開始の区間  
上越市大字土橋字大坪1915番5から同市大字土橋字栗林1598番3まで
- 3 供用開始の期日 令和6年2月9日

## ◎新潟県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大瀧直江津線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市港町二丁目283番23から 同市港町二丁目2番2まで	新	9.0～11.4メートル	194.5メートル

	旧	7.0～11.4メートル	194.6メートル
--	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 大湊直江津線
- 2 供用開始の区間  
上越市港町二丁目283番23から同市港町二丁目2番2まで
- 3 供用開始の期日 令和6年2月9日

◎新潟県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年2月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菖蒲棚岡線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大島区牛ヶ鼻字高坂2961番1から	新	6.8～16.4メートル	76.4メートル
同市大島区牛ヶ鼻字高坂2966番6まで	旧	6.8～16.4メートル	76.4メートル

◎新潟県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年2月9日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名  
一般国道 252号
- 2 道路の位置  
柏崎市大字安田字大坪1937番から同市大字安田字大坪1941番1まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在  
名称 水路管理者 柏崎土地改良区理事長  
所在 柏崎市三和町8番19号
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容  
関係図面に表示するところによる。
- 5 管理の期間  
令和4年3月22日から当該施設の存続する日まで



## 病院局公告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、L S A重油について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令大372号）の適用を受けるものである。

令和6年2月9日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入物品名及び数量

L S A重油 単価契約 年間約600,000リットル

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

## (4) 納入場所

新潟県立十日町病院（地下貯蔵タンク）

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「燃料・油脂類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条の規定に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和6年3月22日（金）午後3時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和6年3月25日（月）午前9時00分

新潟県立十日町病院 1階 講堂

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県

病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and scheduled quantity of the products to be purchased:

Fuel oil (JIS K2205 Class 1, No.1), 600,000 ℓ

(2) Deadline for bid participant applications :

3:00P.M. March 22, 2024

(3) Date of bid opening:

9:00A.M. March 25, 2024

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Department of Administration,  
Niigata Prefectural Tokamachi Hospital

\*address:

32-9 Minami 3-chome, Takada-cho, Tokamachi-City, Niigata, JAPAN

〒948-0065

TEL 025-757-5566

---

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、レサシアンシミュレータの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年2月9日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

レサシアンシミュレータ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年3月29日(金)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院 講堂1

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条の規定に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和6年2月19日（月）午後5時15分

## 4 入開札の日時及び場所

令和6年2月22日（木）午前11時00分

新潟県立中央病院 講堂1

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (10) その他

詳細は入札説明書による。

## 新潟県立病院未収金回収業務に係る公募型プロポーザル提案者の募集について(公告)

新潟県立病院未収金回収業務委託の受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するものとし、次のとおり希望する者の参加を募集する。

令和6年2月9日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

## 1 業務の概要

## (1) 業務名

新潟県立病院未収金回収業務

## (2) 対象病院

対象病院は、下記に掲げる新潟県立病院(令和5年4月1日現在)である。

病 院 名	稼働/許可病床数	所 在 地
新潟県立松代病院	40/40	十日町市松代3592-2
新潟県立柿崎病院	55/55	上越市柿崎区柿崎6412-1
新潟県立津川病院	42/67	東蒲原郡阿賀町津川200
新潟県立妙高病院	56/56	妙高市大字田口147-1
新潟県立リウマチセンター	100/100	新発田市本町1-2-8
新潟県立坂町病院	110/148	村上市下鍛冶屋589
旧新潟県立六日町病院		新潟県立十日町病院にて債権管理
新潟県立加茂病院	118/168	加茂市青海町1-9-1
新潟県立十日町病院	250/275	十日町市高田町3丁目南32-9
旧新潟県立小出病院		新潟県立十日町病院にて債権管理
新潟県立中央病院	505/530	上越市新南町205
新潟県立吉田病院	110/199	燕市吉田大保町32-14
新潟県立がんセンター新潟病院	404/404	新潟市中央区川岸町2-15-3
新潟県立新発田病院	448/478	新発田市本町1-2-8
新潟県立精神医療センター	194/400	長岡市寿2-4-1

※ 新潟県立加茂病院及び新潟県立吉田病院については令和5年度までの診療に対して発生した未収金を回収対象とする。

## (3) 委託期間

業務委託期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、契約期間満了後は、随意契約により1年間ごとの更新(最長で令和9年3月31日まで)を可能とするが、契約を更新しない場合は、契約期間満了の3ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

また、次年度の予算措置ができない場合は、上記手続きを経ることなく契約更新は行わないこととする。

## (4) 委託業務の内容

委託する業務は、上記(2)の病院における診療費(患者負担分)等に係る未収金債権の管理及び回収業務である。詳細は新潟県立病院未収金回収業務委託プロポーザル実施要領及び業務委託仕様書に定める。

## 2 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 弁護士法(昭和24年法律第205号)第4条に規定する弁護士又は同法第30条の2に規定する弁護士法人

(3) 令和2年度以降に、医療機関(一般病床200床以上)での未収金回収業務受託実績を有すること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税、その他納付すべき税金を滞納していないこと。

### 3 手続等

#### (1) 問い合わせ窓口

新潟県病院局経営企画課財務係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話番号 025-280-5555

FAX番号 025-285-3843

電子メール ngt400030@pref.niigata.lg.jp

#### (2) 実施要領等の交付

##### ア 交付期間

令和6年2月9日（金）から令和6年2月20日（火）

##### イ 交付場所

上記(1)または新潟県ホームページ

#### (3) 参加表明書、質問書、提案者（会社）概要及び暴力団等の排除に関する誓約書の提出期限、提出場所及び提出方法

##### ア 提出期限

令和6年2月20日（火）17時15分まで

##### イ 提出場所

新潟県病院局経営企画課財務係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話番号 025-280-5555

##### ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

#### (4) 質問書の回答方法

##### ア 回答予定日

令和6年2月27日（火）

##### イ 回答方法

質問に対する回答は、FAX又は電子メールにより行う。

#### (5) 企画提案提出書、企画提案書、資格証明書、決算状況書類及び見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

##### ア 提出期限

令和6年3月11日（月）17時15分まで

##### イ 提出場所

新潟県病院局経営企画課財務係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

##### ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

### 4 審査、失格及び結果の通知

#### (1) 審査

新潟県立病院未収金回収業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、提出された提案書及びプレゼンテーション等について審査・評価を行い、最優秀提案者及び次点者を委員会において選定する。

なお、審査の過程で、企画提案書等の内容につき県から質問することがある。

#### (2) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とする。

① 参加表明書提出後、参加資格要件を満たさないことが判明した者

② 提出書類に虚偽を記載して提出した者

③ 提案書の提出期限に遅れた者

④ プレゼンテーションの実施時間に遅れた者

⑤ 本プロポーザルを公告した日から委員会において審査が終了するまでの間に、委員会の委員長及び委

員並びに事務局職員に対して、直接的又は間接的に本選定に関して援助を求めた者又は不正な接触を行った者

⑥ 本プロポーザルを公告した日から委員会において審査が終了するまでの間に、法人、その代表者及び従業員が社会的信用を損なう行為を行い、提案者として相応しくないと委員会が認めた者

イ 次のいずれかに該当する者は失格とすることがある。

① 実施要領に適合しない書類を提出した者

② 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案しなかった者

(3) 結果の通知

委員会の審査結果は、各提案者に文書をもって通知する。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加に必要な経費は、参加者負担とする。

(3) 提出された書類等は返却しない。

(4) 提出された書類等の差し替え、変更及び追加については認めない。

(5) 参加表明書・企画提案書の他に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。

(6) 提出された書類等(上記(5)の書類を含む。)は、選定評価を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(7) 選定後、最優秀提案者及び次点者以外の参加者名等は公表しないこととする。

(8) 契約の締結等その他詳細については、実施要領に定める。

### 選挙管理委員会告示

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和2年11月27日付け新潟県選挙管理委員会告示第35号の一部を次のとおり改める。

令和6年2月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和6年2月1日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第二選挙区支部

(報告年月日 令和2年6月1日)中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	49,461,920	48,561,920
本年收入額	47,508,148	46,608,148
3 本年收入の内訳		
寄附	18,020,000	17,120,000
政治団体分	7,900,000	7,000,000
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
清和政策研究会	900,000 東京都千代田区	

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和3年11月26日付け新潟県選挙管理委員会告示第92号の一部を次のとおり改める。

令和6年2月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和6年2月1日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第二選挙区支部

(報告年月日 令和3年5月28日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	56,659,820	54,819,820
前年繰越額	5,444,871	4,544,871
本年收入額	51,214,949	50,274,949
3 本年收入の内訳		
寄附	36,510,000	35,570,000
個人分	21,110,000	23,570,000
政治団体分	12,400,000	9,000,000
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
細田健一	11,590,000	14,050,000
〔政治団体分〕		
清和政策研究会	3,400,000 東京都千代田区	

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和4年11月29日付け新潟県選挙管理委員会告示第110号の一部を次のとおり改める。

令和6年2月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和6年2月1日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第二選挙区支部

(報告年月日 令和4年5月31日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	74,603,902	73,653,902
前年繰越額	10,746,761	8,906,761
本年收入額	63,857,141	64,747,141
3 本年收入の内訳		
寄附	35,560,000	36,450,000
個人分	22,650,000	24,880,000
政治団体分	12,910,000	11,570,000
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
細田健一	11,470,000	13,700,000
〔政治団体分〕		
清和政策研究会	1,340,000 東京都千代田区	

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和5年11月28日付け新潟県選挙管理委員会告示第108号の一部を次のとおり改める。

令和6年2月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和6年2月1日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第二選挙区支部

(報告年月日 令和5年5月31日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額		
前年繰越額	1,319,405	369,405

本年収入額	37,762,541	38,712,541
3  本年収入の内訳		
寄附	14,170,000	15,120,000
個人分	8,170,000	9,120,000
5  寄附の内訳		
〔個人分〕		
細田健一	8,050,000	9,000,000

## 監査委員公表

### 監査結果報告公表

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年2月9日

新潟県監査委員 八木 浩 幸  
新潟県監査委員 小島 義 徳  
新潟県監査委員 小島 晋  
新潟県監査委員 岡 俊 幸

#### 1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

#### 2 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

#### 3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

#### 4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われているが、一部において是正又は改善を要する事項等が認められた。

#### 【監査結果の区分（是正又は改善を要する事項等）】

区 分	内 容
指摘事項	明らかに違法又は不当なもの、著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの 等
注意事項	是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの
検討事項	指摘事項、注意事項に該当しないが、行政行為の経済性・効率性・有効性や行政目標・達成手段の妥当性等に関して是正、改善の検討を求めるもの

監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。



普通会計  
(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
中越家畜保健衛生所	令和5年12月20日	令和4年度	令和4年10月1日から 令和5年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和5年度	令和5年4月1日から 令和5年9月30日まで	適正と認めた。
上越家畜保健衛生所	令和6年1月11日	令和4年度	令和4年11月1日から 令和5年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
		令和5年度	令和5年4月1日から 令和5年10月31日まで	適正と認めた。

正 誤

令和6年1月26日付け新潟県告示第77号中4ページ6行目から34行目までを削除する。